

中央環境審議会地球環境部会 2020 年以降の地球温暖化対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループ合同会合（合同専門家会合）の開催について

1. 開催の趣旨

- 来年 12 月の COP21 では、2020 年以降の国際枠組みが合意されることとなっており、COP19 の決定に基づき、全ての国は COP21 に十分に先立って自主的に決定する約束草案を提出することが招請されている。
- 我が国の約束草案については、提出時期も含め、COP19 での決定、各国の動向や将来枠組みに係る議論の状況、エネルギー政策やエネルギーミックスに係る国内の検討状況等を踏まえて検討していくこととされている。本年 9 月の国連気候サミットにおいては、安倍内閣総理大臣から COP19 の決定も踏まえ、できるだけ早期に約束草案を提出することを目指す旨、表明したところ。
- 以上を踏まえ、約束草案提出に向けた検討作業を加速化すべく、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において審議を進めることとする。

2. 開催の形式

- 約束草案検討のために、両審議会の下に、中央環境審議会地球環境部会 2020 年以降の地球温暖化対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループ合同会合（合同専門家会合）を設置し、専門的審議を行うとともに、必要に応じ、その審議状況を両審議会合同会合に報告するものとする。

3. 審議内容の公開

- 合同専門家会合は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、2020 年以降の地球温暖化対策検討小委員会委員長及び約束草案検討ワーキンググループ座長は、互いに相談の上、会議及び資料を非公開とすることができる。